

千葉経済大学附属高等学校の部活動の活動方針

学校長 平成 31 年 4 月 1 日

千葉経済大学附属高校の校長は、学園設置者の掲げる基本方針に則り、以下のように部活動の方針を策定する。

1、 適切な休養日等の設定について

原則として週 1 日以上 of 休養日を設ける。

さらに、シーズン中により休養日の確保が難しい場合も含めて、平常授業日の年間のトータルで週 2 日以上 of 休養日が確保できるように活動計画を立てる。その際、審査中の活動休止期間を休養日としてカウントすることは差し支えない。

(例) 年間 35 週 (平常授業日) × 休養日 2 日間 = 70 日間の休養日

休養日に生徒が自発的な練習 (いわゆる自主練習) を行うことは構わないが、あくまでも強制力を伴う部活動となってはならない。その際、安全性には十分に留意させるとともに、顧問が立ち会うことも差し支えない。休養日を学年で達えることなども検討して、部活動全体の調和のとれた指導に努めることとする。

2、 部活動の時間について

平日の部活動は、夏期間 (4 月 ~ 10 月) は 19 時 30 分、冬期間 (11 月 ~ 3 月) は 19 時までとし、休日の部活動は生徒各自の実質活動時間を 5 時間以内とする。

実質活動時間とは、ウォーミングアップやクールダウン、道具の準備・片付けの時間を含まず、活動中の休息時間を除いた実質的な活動する時間を指す。

3、 定期審査時の部活動について

定期審査前 1 週間及び定期審査期間中の部活動は原則として行わない。ただし、審査期間中または審査終了直後に大会が予定されている場合は、事前に生徒指導部長に「審査前活動願い」を提出することで、実質活動時間 1 時間半程度の練習ができる。

「審査終了直後」とは概ね 2 週間以内を指し、「予定されている大会」とは各協会、高体連、高文連及び公欠対象となる各種コンクールを指す。

4、 活動計画書及び活動報告書の提出について

顧問の提出する「年間活動計画書」(A)、「月間活動計画書」(B)、「月間活動報告書」(C) は別紙のとおりとし、A は前年度の 3 月 25 日まで、B は前月の 25 日まで、C は翌月の 5 日までに校長に提出するものとする。